

第一条 労働政策審議会職業安定分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各七人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするとときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び労働力需給制度部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務、専決事項及び部会に属すべき委員及び臨時委員の数は、別表のとおりとする。

3 部会が前項の専決事項について議決をしたときは、当該議決をもつて分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関する事項について、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

4 部会の専決事項として第二項に定めるもののほか、部会の所掌事務に属する事項で軽微なものうち、分科会長が部会の専決事項とすることが適當であると認めたものについては、当該部会の議決をもつて分科会の議決とする。

5 前項の規定により部会が議決をしたときは、当該部会長は分科会長にその旨を通知しなければならない。

6 部会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

7 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、専門委員会を置く部会の部会長が当該部会に諮つて定める。

第六条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

第七条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

この規程は、平成十三年一月二十五日から施行する。

附 則

別表

名 称	所 掌 事 務	專 決 事 項	委員及び臨時委員の数
雇用対策基本問題部会	<ul style="list-style-type: none"> 失業の予防及び再就職の促進対策の在り方について失業の予防及び再就職の促進対策の在り方と調査審議すること。 駐留軍関係離職者等対策に關し必要な調査審議をすること。 外国人雇用対策に関し必要な調査審議をすること。 建設労働に関し必要な調査審議をすること。 港湾労働に関し必要な調査審議をすること。 審議をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域求職活動援助計画及び地域高度技能活用雇用安定計画の同意について 介護雇用管理改善等計画の策定について 建設雇用改善計画の策定について 建設事業に係る事業の認定について 主団体の作成する実施計画の認定について 建設事業に係る事業の認定について 建設業務有料職業紹介事業の許可について 建設業務労働者就業機会確保事業の許可について 港湾雇用安定等計画の策定について 港湾労働者派遣事業の許可について 	<p>労働者を代表するもの 使用者を代表するもの 公益を代表するもの</p> <p>六 六 六</p>
雇用保険部会	<ul style="list-style-type: none"> 民間等の労働力需給制度に關し必要な調査審議をすること。 雇用保険に關し必要な調査審議をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般労働者派遣事業の許可に関する事項について 港湾労働者派遣事業の許可について 	<p>労働者を代表するもの 使用者を代表するもの 公益を代表するもの</p> <p>三 三 五</p>
労働力需給制度部会	<ul style="list-style-type: none"> 民間等の労働力需給制度に關し必要な調査審議をすること。 有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業の許可に関する事項について 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を代表するもの 使用者を代表するもの 公益を代表するもの 	<p>労働者を代表するもの 使用者を代表するもの 公益を代表するもの</p> <p>三 三 五</p>

(備考) 雇用保険の雇用安定等事業の在り方について失業の予防及び再就職の促進対策の在り方と一緒に調査審議することは、雇用対策基本問題部会の所掌とする。

(財)みやぎ建設総合センター

参考

1 代表者等

理事長 奥田 和男 (社) 宮城県建設業協会会長
(社) 全国建設業協会副会長
センター所長 大内 秀明(東北大学名誉教授)
役員数 20名 (平成18年6月末現在)

2 所在地

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館 5階

3 設立目的等

次代の建設産業を担う人材の確保・育成、建設産業の情報化の促進及び建設生産物の品質の向上等を通じ、宮城県の建設産業の構造改善を促進し、将来にわたり県民のニーズに的確に応え得る建設産業の確立と建設産業の地域社会への貢献に寄与することを目的として設立。

特に、財団の役員及び事業内容を検討する各委員会における産・官・学の3者構成を特徴とし、これにより建設産業界以外からの意見等についても事業に反映させ、建設産業の人材育成等を図っている。

4 あゆみ

平成8年7月に宮城県、県内全市町村及び建設業界から出捐を受け、財団法人として設立。新入社員研修、技術部門研修等(平成17年受講実績454人)の事業を行う。

平成11年にはセンターで実施している職業訓練について宮城県知事の認定を受ける(土木課及び情報機器課。例年150名程度が受講)。

平成18年4月に寄附行為を改正し、財団の行う事業に「建設労働法に規定する実施計画に基づく事業」を追加。

5 会員事業所

387社(平成18年8月現在)。

建設業許可を取得し主として宮城県内に本社を構える建設業者から構成する宮城県建設業協会の加盟企業を主体に、活動に賛同する同協会加盟企業以外の企業も11社が参加。

6 主な事業

- ① 人材育成・職業能力の向上事業
(認定職業訓練校 みやぎ建設ヒューマンカレッジなど)
- ② 技術開発・研究事業
(技術開発・新技術開発発表会の開催など)
- ③ 情報受発信・情報化(OA化を含む)推進事業
(OA化の促進、CALS/ECの促進など)
- ④ 建設産業政策推進事業
(地域づくりシンポジウムの開催など)
- ⑤ 地域社会貢献のための事業
(現場見学会・現場体験学習の開催など)
- ⑥ 建設労働法に規定する実施計画に基づく事業